

国立大学法人熊本大学発注工事請負等契約規則第18条において定める「国立大学法人熊本大学における建設工事及び設計・コンサルティング業務契約関連事務の取扱い」について

契約責任者運営基盤管理部
施設担当部長 裁定
平成27年6月25日
平成27年10月9日改正
平成28年3月10日改正
平成28年4月28日改正
分任契約担当役運営基盤管理部
施設担当部長 裁定
平成24年4月1日
平成24年5月29日改正
平成24年8月1日改正
平成24年10月1日改正
平成25年2月7日改正
平成26年2月10日改正
平成26年2月20日改正
平成27年3月31日改正
事務局 長 裁定
平成21年6月18日
平成23年5月31日改正
平成23年10月31日改正

(趣旨)

第1 国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）における建設工事及び設計・コンサルティング業務契約関連事務については、本学会計規則（平成27年3月31日制定）、その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるもののほか、法令又は本学及び文部科学省等が定める建設工事及び設計・コンサルティング業務契約関連事務処理に関する通知等に準じて取り扱うものとする。

(法令・通知等)

第2 前項の法令又は本学及び文部科学省等が定める建設工事及び設計・コンサルティング業務契約関連事務処理に関する通知等は、別表のとおりとする。

○工事契約関連

(競争加入者心得)

第3 施設整備事業実施のための契約事務執行の適正化を図るため、本取扱いの運用においては、別に定める競争加入者心得について(契約担当役裁定 平成16年4月1日)を適用するものとする。

(消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い)

第4 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取扱いについて

は、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第5 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、別表に定める通知の定めるところによる。

(建設資材の価格変動等に伴う契約の変更)

第6 建設資材の価格変動に伴う契約の変更については、別表に定める通知の規定、及び必要の都度通達される、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定の定めるところによる。

(談合情報等への対応)

第7 建設工事又は設計・コンサルティング業務(以下「建設工事等」という。)の談合に関する情報等に対する的確な対応を行うための取り扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。また、建設工事等の発注に伴う入札の適正を期するための、公正入札調査委員会の設置については、別に定めるものとする。

(工事関係保険)

第8 契約責任者が工事請負契約を締結するとき、請負者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によっててん補するために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取り扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事名称の表示について)

第9 施設整備事業実施のための工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、工事名称の表示方法については、別表に定める通知の定めるところによる。ただし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

(現場説明書書式)

第10 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、別表に定める通知の定めるところによる。

(未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱)

第11 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱については、別表に定める通知の定めるところによる。

(談合等に係る違約金)

第12 建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札契約の適正化を図り、不正行為の防止を促進するため、談合等に係る違約金に関する条項については、別表に定める通知の定めるところによる。

(建設業者の社会保険等未加入対策)

第13 建設業者の社会保険等未加入対策に関する条項については、別表に定める通知の定めるところによる。

○建設工事等随意契約実施関連

(工事請負契約における随意契約方式の運用)

第14 本学契約事務取扱規則第43条の規定による工事請負契約における随意契約方式の運用については、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事請負契約における随意契約のガイドライン)

第15 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、別表に定める通知の定めるところによる。

なお、同通知中、随意契約を行おうとする場合の、事前の大臣官房文教施設部指導課監理室長への協議は不要とする。

○建設工事等に係る前払金等支払い関連

(適用法令)

第16 本取扱いの運用においては、「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年6月12日法律第184号)」(以下「前払金保証法」という。)及び同法律施行令(昭和27年7月30日政令第286号)を適用するものとする。

(公共工事の代価の前金払)

第17 本学発注工事請負等契約規則第8条に規定する前払金については、別表に定める通知に定めるところによる。

(国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前払金等)

第18 国庫債務負担行為に基づく前払金については、前払金保証法第2条第4項の規定による保証事業会社により前金払の保証がされた国庫債務負担行為に基づく公共工事の代価の前金払い等の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前金払いは、国庫債務負担行為に基づく契約額について、各年度の支払計画に
応ずる各年度の工事出来高予定額による年割額を定め、各年度毎の当該予定額に毎
年度文部科学大臣が財務大臣に協議して定める前金払の割合に乗じた額について、
各年度ごとについてするものとする。ただし、契約を締結した年度の次年度以降の
分について、前年度における国庫債務負担行為に係る支出予算の繰越額がある場合
の前金払の支払時期は、当該支出予算の繰越額に相当する部分の事業が完成した後
においてするものとする。
- (2) 国庫債務負担行為に基づく契約について、前払保証期間が二事業年度にわたり、
15 か月を超えない場合で、かつ、当該期間について前払保証がなされている場合
においては、第一年次の支出予算の範囲内で契約年度において、当該保証期間にお
ける工事完成予定額に、毎年度文部科学大臣が財務大臣と協議して定める前金払の
割合に乗じた額についてすることができるものとする。
- (3) 国庫債務負担行為に基づく契約にかかる工事代金の部分払いについても、第2
項の規定により部分払することができるものとする。
- (4) 熊本大学における支出予算の繰越手続規程による公共工事の繰越明許費に係る
翌年度にわたる債務の負担に係る契約についても、この取扱いに準じて取扱うもの
とする。

2 契約により、工事の請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代価の一部を支
払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する代価の10分の

9をこえることができない。ただし、性質上可分の工事の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

(国庫債務負担行為に基づく契約事務取扱手続き)

第19 国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱い及び手続きについては、別表に定める通知の規定を準用するものとする。

(工事既済部分出来形査定要領)

第20 本学発注工事請負等契約規則の別記第1号工事請負契約基準第37の規定による部分払を行う場合の出来形査定要領は、別表に定める通知の規定を準用するものとする。

○設計・監理等業務委託契約関連

(設計・監理に係る委託報酬額)

第21 熊本大学が発注する請負工事の設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、別表に定める通知の定めるところによる。

(設計に係る要項の準用)

第22 設計に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(設計・監理に係る契約事務手続等)

第23 熊本大学が発注する請負工事の設計及び監理業務に係る事務手続等については、別表に定める通知の定めるところによる。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第24 熊本大学が発注する設計業務における仕様書書式については、別表に定める通知の定めるところによる。

(設計業務委託現場説明書書式)

第25 熊本大学が実施する設計業務委託における現場説明書の書式については、別表に定める通知の定めるところによる。

(測量調査等に係る要項の準用)

第26 測量調査等に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(共同設計方式の取扱い)

第27 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。

(監理に係る要項等の準用)

第28 監理に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(設計業務成績評定要領)

第29 設計業務成績評定要領については、別表に定める通知の定めるところによる。

(設計業務成績評定実施規程等)

第30 設計業務成績評定実施規程等については、別表に定める通知の定めるところによる。

○施設等設計業務プロポーザル実施関連

(標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第31 設計者選定のための標準型プロポーザルの実施に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第32 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の試行)

第33 簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の試行については、別表に定める通知の定めるところによる。

(環境配慮型プロポーザル方式の実施等)

第34 設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等については、別表に定める通知の定めるところによる。

(プロポーザル方式の手続)

第35 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の手続)

第36 簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(環境配慮型プロポーザル方式の手続)

第37 設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(建設コンサルタント選定委員会の設置)

第38 本取扱い第31及び第32による建設コンサルタント選定委員会の設置については別に定める。

○建設工事等競争契約参加資格審査関連

(基本通知の適用)

第39 施設整備事業実施のための競争契約参加資格審査に係る本取扱いの運用にお

いては、別表に定める通知の規定を適用するものとする。ただし、同申合せ二(一)ウの規定は適用しない。

(一般競争参加者の資格)

第40 一般競争参加者の資格については、別表に定める通知の定めるところによる。

(一般競争参加者の資格制限)

第41 一般競争参加者の資格制限については、別表に定める通知の定めるところによる。

(指名競争参加者の資格)

第42 指名競争参加者の資格については、別表に定める通知の定めるところによる。

(指名基準)

第43 指名基準については、別表に定める通知の定めるところによる。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第44 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、別表に定める通知の定めるところによる。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第45 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。

(建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認める者)

第46 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示(平成14年12月2日文部科学省大臣官房文教施設部長)(官報公示)」による手続きにおいて「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、熊本大学における建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認めるものとする。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加者の資格を持つ者として認める者)

第47 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示(平成15年5月14日文部科学省大臣官房文教施設部長)(官報公示)」による手続きにおいて「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、熊本大学における設計・コンサルティング業務の一般競争(指名競争)参加資格者として認めるものとする。

(熊本大学で実施する資格審査)

第48 契約責任者は、第46及び第47の審査について申請を受けたときは、文部科学省の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

(共同企業体等の取扱い)

第49 共同企業体等の取扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第50 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。

(指名停止の措置要領)

第51 工事の請負契約等に係る指名停止等の措置要領については、別表に定める通知の定めるところによる。

(指名停止等の措置要領に係る事務手続)

第52 前項に係る事務手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(情報公開)

第53 競争参加資格及び基準等に関する情報公開については、別表に定める通知の定めるところによる。

○工事入札手続関連

(条約の遵守)

第54 熊本大学は政府関係機関であることに鑑み、政府調達に関する協定(条約第23号 平成7年12月8日)を遵守するものとする。

(閣議了解事項等の遵守)

第55 前項を受け、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について(閣議了解平成6年1月18日)」を遵守すること、さらに別表に定める通知の定めるところによる。

(一般競争入札方式の実施)

第56 施設整備事業実施のための工事入札手続に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(一般競争入札方式の拡大)

第57 一般競争入札方式の拡大については、別表に定める通知の定めるところによる。

(一般競争入札方式の手続)

第58 前項の規定を実施するため、本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(一般競争入札方式の拡大に伴う手続)

第59 一般競争入札方式の拡大に伴う手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(入札執行回数)

第60 施設整備事業における入札執行回数については、別表に定める通知の定めるところによる。

(一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」)

第61 施設整備事業における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」については、別表に定める通知の定めるところによる。

(極端な低入札者に係る重点的な調査の試行)

第62 低価格受注による工事の品質低下の防止を図るため、極端な低入札者について、特に重点的な調査を試行することとし、その実施方法については、別表に定める通知の定めるところによる。

(入札保証金に関する試行)

第63 競争入札により発注する一部の工事について、入札保証金を納めさせることを試行することとし、その実施方法については、別表に定める通知の定めるところによる。

(契約保証金の額)

第64 施設整備事業における一般競争入札の契約保証金の額については、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事希望型競争入札方式の実施)

第65 工事希望型競争入札方式の実施については、別表に定める通知の定めるところによる。

(総合評価落札方式)

第66 工事に関する入札に係る総合評価落札のための本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(新たな入札方式への対応)

第67 今後の政策・施策の変化により契約責任者が必要と認めた場合は、新たな入札方式を導入・採用できるものとする。

(競争参加資格等審査委員会の設置)

第68 施設整備事業実施のための競争参加資格等の審査に係る競争参加資格等審査委員会の設置については別に定める。

(入札監視委員会の設置及び運営について)

第69 熊本大学における施設整備実施にかかる入札監視委員会の設置および運営については、別表に定める通知の定めるところによる。

(苦情処理の手続)

第70 入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(情報公開)

第71 入札結果等の公表については、別表に定める通知の定めるところによる。この場合、文部科学省文教施設企画部の建設工事等に係る入札結果等の公表システムを利用することができるものとする。

(電子入札方式の実施)

第72 熊本大学において電子入札を実施しようとする場合、文部科学省の電子入札システムを利用する。

○建設等工事発注情報公表関連

(適用法令)

第73 本取扱いの運用においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」(以下「適正化法」という。)及び同法律施行令(平成13年2月15日政令第34号)を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第74 熊本大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日閣議決定)」に配慮するものとする。

(規程の適用)

第75 施設整備事業実施のための建設等工事発注情報公表に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

ただし、公表の時期及び期間等について、契約責任者が必要と認めた場合は、同規定の一部を適用しないことができるものとする。

(公表の方法)

第76 建設等工事発注情報の公表は、文部科学省のインターネット公表システムを利用する。

○中小建設業者の受注機会の確保関連

(適用法令)

第77 本取扱いの運用においては、「中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)」並びに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年6月30日法律第97号)」及び同法律施行令(昭和41年7月11日政令第248号)を適用するものとする。

(閣議決定事項の遵守)

第78 前項を受け、毎年度閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の方針を遵守するものとする。

(規程の準用)

第79 中小建設業者の受注機会の確保に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(手続の運用)

第80 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続については、別表に定める通知の定めるところによる。

(「建築一式」として資格を付与された者の取扱い)

第81 一般競争(指名競争)参加資格者名簿のうち「建築一式」として資格を付与された者についての取り扱いは、別表に定める通知の定めるところによる。

(官公需相談担当者の明確化)

第82 公需相談担当者の明確化については、別表に定める通知の定めるところによる。

○建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施関連

(適用法令)

第83 本取扱いの運用においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)(以下「適正化法」という。)」及び同法律施行令(平成13年2月15日政令第34号)を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第84 熊本大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日閣議決定)」(以下「適正化指針」という。)に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第85 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る本取扱いの運用においては、別表に定める通知の定めるところによる。

(施工体制の点検要領の運用)

第86 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事成績評定要領)

第87 工事成績評定要領については、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事成績評定実施規程等)

第88 工事成績評定実施規定等については、別表に定める通知の定めるところによる。この場合、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用する。

(工事成績評定評価委員会等の設置)

第89 熊本大学は、前項規程七(二)による工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)及び同規程八(二)による工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとするが、当面、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される評価委員会、審査委員会に審議を依頼できるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第90 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備要領については、別表に定める通知の定めるところによる。

(一括下請負等の禁止)

第91 熊本大学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、別表に定める通知の定めるところによる。

(暴力団排除規程等)

第92 熊本大学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、別表に定める通知の定めるところによる。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第93 建設産業における生産システムの合理化については、別表に定める通知の規定に配慮するものとする。

(技術検査要領等)

第94 技術検査要領等については、別表に定める通知の定めるところによる。

(工事監督及び検査の技術基準)

第95 工事請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督及び検査に係る技術基準については、別表に定める通知の定めるところによる。

(技術者の専任を要しない期間の明確化)

第96 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化については、別表に定める通知の定めるところによる。

(技術者の専任等に係る取扱い)

第97 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについては、別表に定める通知の定めるところによる。

附 則

この取扱いは、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年4月28日から施行する。

別表

○工事契約関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第3 競争加入者心得	競争加入者心得について	平成16年4月1日		契約担当役決定		
第4 消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて	平成25年10月8日	25文科施第290号	文教施設企画部長通知	「会計法令」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「熊本大学会計規程等」、「文部省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	
第5 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表	工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について	平成19年9月19日	19文科施第223号	文教施設企画部長、会計課長通知	「文部科学省」を「国立大学法人熊本大学」、「国」を「本学」、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「熊本大学会計規程等」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第6 建設資材の価格変動等に伴う契約の変更	建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について	昭和55年3月29日	文管約第146号	管理局长、会計課長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第6 建設資材の価格変動等に伴う契約の変更	賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について	平成26年2月4日	25施設企第33号	文教施設企画部長施設企画課契約情報室長通知	「文部省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	
第7 談合情報等への対応	談合情報等への対応について	平成23年9月30日	23文科施第376号	文教施設企画部長	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第8 工事関係保険	工事関係保険について	平成12年3月31日	文施指第49号	文教施設部長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第9 工事名称の表示について	工事名称の表示について	平成4年2月14日	4施指第9号	監理室長通知		
第10 現場説明書書式	現場説明書書式の一部改正について	平成15年6月5日	15施設企第9号	監理室長通知	「会計法」を「本学会計規則」、「国庫」を「熊本大学」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「職入職出外現金出納官史」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「出納命令役」、「官職」を「役職」、「文部科学省」を「本学」と読替える。	
第11 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡の承諾に係る事務取扱	下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について	平成20年11月4日	20文科施第346号	文教施設企画部長、会計課長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」、「文部省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	平成25年3月29日一部改正
第12 談合等に係る違約金	政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事における違約金に関する事項について	平成23年3月31日	22文科施第740号	文教施設企画部長	「文部科学省」を「本学」と読替える。	平成24年3月30日一部改正
第13 建設業者の社会保険等未加入対策	建設業者の社会保険等未加入対策について	平成28年3月31日	27文科施第605号	文教施設企画部長	「文部科学省」を「本学」、「契約担当官」を「契約責任者」、「文部省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」、「国の債権の管理等に関する法律第12条」を「本学債権管理規則第9条」と読替える。	

○建設工事等随時契約実施関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第14 工事請負契約における随時契約方式の運用	工事請負契約における随時契約方式の運用について	昭和59年11月27日	文施監第67号	文教施設部長通知	「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」と読替える。	
第15 工事請負契約における随時契約のガイドライン	工事請負契約における随時契約のガイドラインについて	平成11年1月20日	11施指第4号	文教施設部指導課監理室長通知	「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「本学会計規則等」と読替える。	

○建設工事等に係る前払金等支払い関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第16 適用法令	公共工事の前払金保証事業に関する法律	昭和27年6月12日	法律第184号			平成26年6月27日一部改正
第16 適用法令	公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令	昭和27年7月30日	政令第286号			平成23年12月26日一部改正
第17 公共工事の代価の前払	公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前払及び中間前払について	平成28年4月1日	28文科会第27号	会計課長通知		
第19 国庫債務負担行為に基づく契約事務取扱手続き	国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱いについて	昭和39年8月25日	省施第15号	管理局长通知		昭和40年6月1日一部改正
第20 工事既済部分出来形査定要領	工事既済部分出来形査定要領の改訂について	平成3年3月25日	文施指第47号	文教施設部長通知	「文部省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	平成8年7月22日一部改正

○設計・監理等業務委託契約関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第21 設計・監理に係る委託報酬額	国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について	平成21年5月15日	21文科施第6071号	文教施設企画部長		
第22 設計に係る要項の準用	設計業務委託契約要項について	平成10年4月27日	文施指第166号	文教施設企画部長施設企画課契約情報室長	「国庫」を「熊本大学」、第31条第2項の「30日以内」を「60日以内」、第33条第2項及び第36条の2第6項の「14日以内」を「60日以内」と読替える。	平成27年3月25日一部改正
第23 設計・監理に係る契約事務手続等	建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続について	平成27年6月23日	27施設企第13号	文教施設企画部長施設企画課契約情報室長	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第23 設計・監理に係る契約事務手続等	公共工事における設計業務等の契約の際の重要事項説明等について	平成21年12月22日	21受施設企第11号	文教施設企画部長施設企画課契約情報室長		
第24 設計業務委託特記仕様書書式	設計業務委託特記仕様書の改定について	平成21年5月13日	21施参事第6号	参事官通知		
第25 設計業務委託現場説明書書式	設計業務委託現場説明書書式について	平成15年4月14日	15施設企第4号	監理室長通知	「職入職出外現金出納官史」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「出納命令役」、「契約担当官等」を「契約責任者」、「官職氏名」を「役職氏名」と読替える。	平成23年3月31日一部改正
第26 測量調査等に係る要項の準用	測量調査等請負契約要項について	平成15年7月22日	15文科施第164号	文教施設部長通知	「国庫」を「熊本大学」、第31条第2項の「30日以内」を「60日以内」、第33条第2項及び第36条の2第6項の「14日以内」を「60日以内」と読替える。	平成27年3月25日一部改正
第27 共同設計方式の取扱い	建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて	平成11年3月31日	文施指第175号	文教施設部長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	

第27 共同設計方式の取扱い	共同業務実施方式による設計共同体の点数の算定について	平成27年10月9日	27文科施第345号	文教施設企画部長通知		
第28 監理に係る要項等の準用	工事監理業務委託契約要項について	平成20年3月31日	19文科施第513号	文教施設企画部長通知	「国庫」を「熊本大学」、第27条第2項の「30日以内」を「60日以内」、第28条第5項の「14日以内」を「60日以内」と読替える。	平成27年3月25日一部改正
第29 設計業務成績評定要領	設計業務成績評定要領の制定について	平成20年1月17日	19文科施第369号	文教施設企画部長	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第30 設計業務成績評定実施規程等	設計業務成績評定実施規程について	平成20年1月17日	19施設企第28号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第30 設計業務成績評定実施規程等	「公共建築設計等委託業務成績評定基準（統一基準）」及び「公共建築工事成績評定基準（統一基準）」の決定について	平成21年4月1日	21文科施第6007号	文教施設企画部長通知		

○施設等設計業務プロポーザル実施関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第31 標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用	標準型プロポーザル方式の実施について	平成11年3月31日	文施設指第173号	文教施設部長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第32 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用	公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施について	平成11年3月31日	文施設指第174号	文教施設部長通知	「会計法」を「本学会計規則」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第33 簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の執行について	簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の執行について	平成19年9月19日	19文科施第220号	文教施設企画部長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」、「会計法」を「本学会計規則」と読替える。	
第34 環境配慮型プロポーザル方式の実施等	設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について	平成20年3月31日	19文科施第508号	文教施設企画部長通知		
第34 環境配慮型プロポーザル方式の実施等	設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の環境保全性能の設定等について	平成20年3月31日	19施設参第42号	参事官通知		
第35 プロポーザル方式の手続	プロポーザル方式の手続について	平成11年3月31日	11施設指第20号	文教施設部指導課監理室長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第36 簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続	簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについて	平成19年9月19日	19施設企第19号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知	「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「契約責任者」、「会計法」を「本学会計規則」と読替える。	
第37 環境配慮型プロポーザル方式の手続	設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて	平成20年3月31日	19施設企第36号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知		

○建設工事等競争契約参加資格審査関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第39 基本通知の適用	競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ	平成6年1月12日				
第40 一般競争参加者の資格	一般競争参加者の資格	平成13年1月6日		文部科学大臣決定	「予算決算及び会計法」を「本学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	平成27年3月31日一部改正
第41 一般競争参加者の資格制限	一般競争参加者の資格制限	平成13年1月6日		文部科学大臣決定	「予算決算及び会計法」を「本学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	平成21年3月9日一部改正
第42 指名競争参加者の資格	指名競争参加者の資格	平成13年1月6日		文部科学大臣決定	「予算決算及び会計法」を「本学会計規則等」と読替える。	平成13年3月14日一部改正
第43 指名基準	指名基準	平成13年1月6日		文部科学大臣決定	「予算決算及び会計法」を「本学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	平成17年5月16日一部改正
第44 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格	特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格	平成13年1月6日		文部科学大臣決定	「予算決算及び会計法」を「本学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	
第45 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い	建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについて	平成21年3月25日	20文科施第8019号	文教施設企画部長通知		平成27年3月31日一部改正
第46 建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認める者	競争参加者の資格に関する公示	平成14年12月2日		文部科学省大臣官房文教施設部長（官報公示）		
第47 設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加者の資格を持つ者として認める者	競争参加者の資格に関する公示	平成15年5月14日		文部科学省大臣官房文教施設部長（官報公示）		
第49 共同企業体等の取扱い	共同企業体等の取扱いについて	平成14年11月15日	14文科施第252号	文教施設部長、会計課長通知	「予算決算及び会計法」を「本学会計規則等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	平成18年11月7日一部改正
第49 共同企業体等の取扱い	「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について	平成19年3月15日	18施設企第63号	契約情報室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	
第49 共同企業体等の取扱い	多様な入札及び契約の方法に対応した共同企業体の取扱いについて	平成27年8月10日	27文科施第248号	文教施設企画部長		
第50 共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い	一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて	平成14年2月19日	13施設企第42号	文教施設部施設企画課監理室長通知		平成14年11月15日一部改正
第51 指名停止の措置要領	建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について	平成18年1月20日	17文科施第345号	文教施設企画部長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「会計法」を「本学会計規則」と読替える。	平成27年3月27日一部改正
第51 指名停止の措置要領	設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて	平成18年1月20日	17文科施第346号	文教施設企画部長通知		

第52	指名停止等の措置要領に係る事務手続	「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」の事務手続について	平成7年8月18日	7施指第36号	文教施設部指導課監理室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第53	情報公開	工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について	平成13年5月31日	13文科施第63号	文教施設部長通知	「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」、「文部科学省」を「本学」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学契約事務取扱規則」と読替える。	平成20年3月7日一部改正

○工事入札手続関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考	
第54	条約の遵守	政府調達に関する協定	平成7年12月8日	条約第23号			平成19年4月9日一部改正
第55	開議了解事項等の遵守	公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について	平成6年1月18日		開議了解		
第55	開議了解事項等の遵守	「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について	平成8年7月19日	国施第27号	文教施設部長通知		
第56	一般競争入札方式の実施	一般競争入札方式の実施について	平成6年8月1日	文施指第70号	文教施設部長通知	「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「契約責任者」と読替える。	平成15年3月19日一部改正
第56	一般競争入札方式の実施	一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について	平成10年3月31日	文施指第125号	文教施設部長通知	「会計法」を「本学会計規則等」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第57	一般競争入札方式の拡大	一般競争入札方式の拡大について	平成18年1月24日	17文科施第351号	文教施設企画部長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」と読替える。	平成20年10月1日一部改正
第58	一般競争入札方式の手続	一般競争入札方式の手続について	平成7年5月22日	7施指第27号	文教施設部指導課監理室長通知	「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」、また「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「契約責任者」と読替える。	平成15年3月19日一部改正
第59	一般競争入札方式の拡大に伴う手続	一般競争入札方式の拡大に伴う手続について	平成18年1月30日	17施指第22号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」と読替える。	平成19年9月19日一部改正
第60	入札執行回数	文教施設整備事業における入札執行回数について	平成9年3月31日	9施指第16号	文教施設部指導課監理室長通知	「予算決算及び会計令」を「本学会計規則等」と読替える。	
第61	一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」	一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」について	平成7年3月31日	7施指第18号	文教施設部指導課監理室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	平成28年3月10日一部改正
第62	極端な低入札者に係る重点的な調査の試行	低入札価格調査対象工事に係る重点調査の試行について	平成21年3月31日	20文科施第8045号	文教施設企画部長通知	「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学契約事務取扱規則」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「本学会計規則等」と読替える。	平成21年6月2日一部改正
第63	入札保証金に関する試行	入札保証金に関する試行について	平成21年6月5日	21文科施第6107号	文教施設企画部長通知	「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「本学会計規則等」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」、「歳入歳出外現金出納官表」及び「政府保有有価証券取扱主任官」をそれぞれ「出納命令役」、「日本銀行」を「本学指定の銀行」、「国庫」を「熊本大学」と読替える。	平成23年9月30日一部改正
第63	入札保証金に関する試行	入札保証金に関する試行に係る取扱いについて	平成21年6月5日	21施指第10号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」、「歳入歳出外現金出納官表」、「政府保有有価証券取扱主任官」及び「歳入徴収官」をそれぞれ「出納命令役」と読替える。	平成22年6月23日一部改正
第64	契約保証金の額	一般競争入札対象工事における契約保証金について	平成13年12月27日	13文科施第327号	文教施設部長通知	「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」と読替える。	平成18年1月30日一部改正
第65	工事希望型競争入札方式の実施	工事希望型競争入札方式の実施について	平成18年1月24日	17文科施第352号	文教施設企画部長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	平成20年10月1日一部改正
第65	工事希望型競争入札方式の実施	エレベーター工事における工事希望型競争入札の試行について	平成26年12月19日	26施指第31号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知		
第66	総合評価落札方式	工事に係る入札に係る総合評価落札方式について	平成12年3月31日	国指第20号	文教施設部長通知		
第66	総合評価落札方式	総合評価落札方式の実施について	平成17年4月12日	17文科施第13号	文教施設企画部長通知		
第66	総合評価落札方式	総合評価落札方式の実施に伴う手続について	平成18年1月24日	17施指第20号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	平成23年3月31日一部改正
第66	総合評価落札方式	工事に係る入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について	平成18年2月1日	17施指第23号	文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知		平成23年3月31日一部改正
第69	入札監視委員会の設置及び運営について	入札監視委員会の設置及び運営について	平成21年3月11日	20文科施第528号	文教施設企画部長通知	「文部科学省」を「本学」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第70	苦情処理の手続	工事等における入札・契約の課程に係る苦情処理の手続について	平成18年7月13日	18文科施第185号	文教施設企画部長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	平成19年9月28日一部改正
第70	苦情処理の手続	指名停止等措置に係る苦情処理手続要領について	平成18年7月13日	18文科施第181号	文教施設企画部長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と読替える。	
第70	苦情処理の手続	設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについて	平成18年7月13日	18文科施第183号	文教施設企画部長通知		
第71	情報公開	設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について	平成19年9月19日	19文科施第224号	文教施設企画部長、会計課長通知	「文部科学省」を「本学」、「国」を「本学」、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「本学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約責任者」と読替える。	

○建設等工事発注情報公表関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考	
第73	適用法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成12年11月27日	法律第127号			平成26年6月4日一部改正

第73 適用法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	平成13年2月15日	政令第34号			平成27年3月18日一部改正
第74 適正化指針への配慮	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	平成18年5月23日		閣議決定		平成23年8月9日閣議決定
第75 規程の適用	工事に係る発注の見直しに関する事項の公表について	平成13年4月6日	13文科施第5号	文教施設部長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と認替える。	平成16年4月1日一部改正

○中小建設業者の受注機会の確保関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第77 適用法令	中小企業基本法	昭和38年7月20日	法律第154号			平成26年6月27日一部改正
第77 適用法令	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	昭和41年6月30日	法律第97号			平成19年5月25日一部改正
第77 適用法令	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令	昭和41年7月11日	政令第248号			平成27年3月18日一部改正
第79 規程の準用	中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について	平成11年7月1日	文施設第96号	文教施設部長通知		
第79 規程の準用	中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について	平成11年3月31日	11施設第14号	文教施設部指導課監理室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と認替える。	
第80 手続の運用	中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続の運用について	平成11年3月31日	11施設第19号	文教施設部指導課監理室長通知		
第81 「建築一式」として資格を付与された者の取扱い	「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについて	昭和38年8月1日	文施設第58号	管理局長通知	「契約担当官等」を「契約責任者」と認替える。	
第82 官公需相談担当者の明確化	官公需相談担当者の明確化について	昭和54年12月11日	国会第90号	大臣官房長通知	「官職指定」を「役職指定」、「契約担当官等」を「契約責任者」と認替える。	

○建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施関連

事項	法令・通知等	日付	通知番号	通知・裁定者	読み替え	備考
第83 適用法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成12年11月27日	法律第127号			平成26年6月4日一部改正
第83 適用法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	平成13年2月15日	政令第34号			平成27年3月18日一部改正
第84 適正化指針への配慮	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	平成18年5月23日		閣議決定		平成23年8月9日閣議決定
第85 適正な施工体制の確保等	工事現場における適正な施工体制の確保等について	平成13年5月31日	13文科施第62号	文教施設部長通知		平成27年3月23日一部改正
第86 施工体制の点検要領の運用	工事現場における施工体制の点検要領の運用について	平成14年1月24日	13施設第34号	監理室長通知	「契約担当官」を「契約責任者」と認替える。	平成28年3月31日一部改正 *上記改正は、平成28年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用
第87 工事成績評定要領	工事成績評定要領の改正について	平成20年1月17日	19文科施第370号	文教施設企画部長通知	「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と認替える。	
第88 工事成績評定実施規程等	工事成績評定実施規程	平成20年1月17日	19施設第27号	文教施設部施設企画課契約情報室長通知	「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」、「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と認替える。	平成28年3月31日一部改正 *上記改正は、平成28年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用
第88 工事成績評定実施規程等	「公共建築設計等委任業務成績評定基準（統一基準）」及び「公共建築工事成績評定基準（統一基準）」の決定について	平成21年4月1日	21文科施第6007号	文教施設企画部長通知		
第90 施工体制台帳の作成等	施工体制台帳の作成等についての改正について	平成13年4月13日	13国文科施第3号	文教施設部長通知		平成27年1月15日一部改正
第91 一括下請負等の禁止	施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について	平成13年4月13日	13国文科施第2号	文教施設部長通知		
第92 暴力団排除規程等	建設業からの暴力団排除の徹底について	昭和61年12月18日	国会第95号	会計課長通知		
第92 暴力団排除規程等	文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について	平成20年4月15日	20文科施第14号	文教施設企画部長通知	「文部科学省発注部局」を「熊本大学」、「契約担当官等」を「契約責任者」と認替える。	
第92 暴力団排除規程等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について	平成27年2月27日	26施設第41号	契約情報室長通知	「文部科学省発注部局」を「熊本大学」、「契約担当官等」を「契約責任者」と認替える。	
第92 暴力団排除規程等	文部科学省発注工事等からの暴力団排除に係る手続について	平成20年4月15日	20施設第1号	契約情報室長通知	「文部科学省発注部局」を「熊本大学」、「契約担当官等」を「契約責任者」と認替える。	
第93 建設産業における生産システムの合理化への配慮	建設産業における生産システムの合理化指針について	平成3年3月1日	国施第6号	文教施設部長通知		
第94 技術検査要領等	技術検査要領の制定について	平成19年3月29日	18文科施第625号	文教施設企画部長通知	「文部科学省」を「熊本大学」、「会計法」を「本学会計規則」、また「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と認替える。	平成23年3月31日一部改正
第94 技術検査要領等	技術検査要領の運用について	平成19年3月29日	18施設第67号	契約情報室長通知	「支出負担行為担当官」を「契約責任者」と認替える。	

第9 5 工事監督及び検査の技術基準	「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について	平成23年3月31日	22文科施第726号	文教施設企画部長通知	「文部科学省所管」を「熊本大学」、「契約事務取扱規則」を「本学会計規則等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「本学発注工事請負等契約規則」「契約担当官」を「契約責任者」と改替える。	
第9 6 技術者の専任を要しない期間の明確化	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について	平成21年7月3日	21施施企第3号	文教施設部施設企画課契約情報室長通知		
第9 7 技術者の専任等に係る取扱い	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて	平成25年2月7日	24受施企第30号	文教施設部施設企画課契約情報室長通知		平成26年2月10日一部改正

*改正は、最新の改正日を掲載